

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 和歌山県新宮市南檜杖223番地1

名称 木下建設株式会社

代表取締役 木下 貴之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

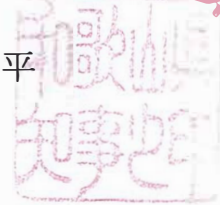
和歌山県知事

岸本周平

許可の年月日 令和5年8月25日

許可の有効年月日 令和10年7月30日

複写厳禁



1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|----------|
| 1) 燃え殻 | 6) 繊維くず |
| 2) 汚泥 | 7) ゴムくず |
| 3) 廃プラスチック類 | 8) 金属くず |
| 4) 紙くず | 9) ガラスくず |
| 5) 木くず | 10) がれき類 |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるものなし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
2) 3) 9) 10)

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行う施設

- I (1) 所在地 和歌山県新宮市南檜杖字大谷247番
(2) 面積 192.19㎡
(3) 産業廃棄物の種類 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10)
(4) 水銀使用製品産業廃棄物を含む。
(5) 水銀含有ばいじん等が含まれるもの なし
(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれるもの 3) 9) 10)
(7) 保管上限 260.95㎡
(8) 積み上げることができる高さ 屋内保管又は容器保管のため適用なし
- II (1) 所在地 和歌山県新宮市南檜杖字中平野557番2、557番3
(2) 面積 12.25㎡
(3) 産業廃棄物の種類 6)
(4) 水銀使用製品産業廃棄物を含まない。
(5) 水銀含有ばいじん等が含まれるもの なし
(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれるもの なし
(7) 保管上限 36.75㎡
(8) 積み上げることができる高さ 屋内保管又は容器保管のため適用なし

- III (1) 所在地 和歌山県新宮市南檜杖字宮ノ本219番1
(2) 面積 103.88㎡
(3) 産業廃棄物の種類 9)
(4) 水銀使用製品産業廃棄物を含まない。
(5) 水銀含有ばいじん等が含まれるもの なし
(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれるもの 9)
(7) 保管上限 191.1m³
(8) 積み上げることができる高さ 屋内保管又は容器保管のため適用なし
- IV (1) 所在地 和歌山県新宮市南檜杖字柿ノ木峪305番、306番、307番、308番、309番
(2) 面積 350.0㎡
(3) 産業廃棄物の種類 5)
(4) 水銀使用製品産業廃棄物を含まない。
(5) 水銀含有ばいじん等が含まれるもの なし
(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれるもの なし
(7) 保管上限 354.1m³
(8) 積み上げることができる高さ 2.5m

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月31日	新規許可	平成20年10月 9日	更新許可
平成25年10月18日	更新許可	平成30年10月18日	更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物処分業許可証

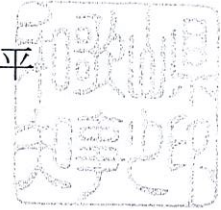
住所 和歌山県新宮市南桧杖223番地1

名称 木下建設株式会社
代表取締役 木下 貴之

複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸 本周 平



許可の年月日 令和 5年 8月21日

許可の有効年月日 令和10年 7月30日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

(1) 処分の方法 焼却

取扱産業廃棄物の種類

① 木くず

② 紙くず

③ 繊維くず

以上3種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(2) 処分の方法 破碎

取扱産業廃棄物の種類

① 廃プラスチック類

② 紙くず

③ 木くず

④ 繊維くず

⑤ ゴムくず

⑥ 金属くず

⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑧ がれき類

以上8種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(3) 処分の方法 選別

取扱産業廃棄物の種類

① 廃プラスチック類

② 紙くず

③ 木くず

④ 繊維くず

⑤ ゴムくず

⑥ 金属くず

⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑧ がれき類

以上8種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(4) 処分の方法 圧縮・梱包

取扱産業廃棄物の種類

① 廃プラスチック類

② 紙くず

③ 金属くず

以上3種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(5) 処分の方法 破碎熔融

取扱産業廃棄物の種類

① 廃プラスチック類

以上1種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 焼却施設 (KA-200型)

設置場所 和歌山県新宮市南桧杖字大谷247番地

設置年月日 平成15年 5月19日

処理能力 176kg/時

(2) 施設の種類 破碎施設：ガリバー15型

(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、

(裏面に続く)

設置場所	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
設置年月日	和歌山県新宮市南檜杖字大谷 247 番地 平成 15 年 12 月 1 日
処理能力	最大 12 t/時
許可年月日	平成 15 年 8 月 1 日
許可番号	15 第 80010 号
(3) 設置の種類	木くずの破碎施設 (ZR125HC)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字大谷 247 番地及び 移動式 (ただし、当該施設の設置・稼働場所は、処理する木くずの排 出現場事業区域内に限る。)
設置年月日	平成 26 年 1 月 28 日
処理能力	112.8 t/日
許可年月日	平成 26 年 1 月 28 日
許可番号	25 第 80054 号
(4) 設置の種類	がれき類の破碎施設 (BR380JG-1)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字筆ヶ峪 599 番地
設置年月日	平成 26 年 3 月 12 日
処理能力	680 t/日
許可年月日	令和 3 年 3 月 19 日
許可番号	R02 第 81057 号
(5) 設置の種類	がれき類の破碎施設 (BR380JG-3)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字筆ヶ峪 599 番地
設置年月日	令和 3 年 3 月 30 日
処理能力	680 t/日
許可年月日	令和 3 年 3 月 19 日
許可番号	R02 第 80085 号
(6) 設置の種類	選別施設 (SPC-600 型)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字筆ヶ峪 599 番地
設置年月日	平成 19 年 7 月 26 日
処理能力	480 m ³ /日
(7) 設置の種類	圧縮梱包施設 (9020 型)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字中平野 557 番 2、557 番 3
設置年月日	平成 19 年 6 月 1 日
処理能力	3.6 t/日 (廃プラスチック類)、4.8 t/日 (紙くず) 6.6 t/日 (金属くず)
(8) 設置の種類	破碎熔融施設 (SPB-10 型)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字大谷 247 番地
設置年月日	平成 18 年 1 月 10 日
処理能力	80 kg/日
(9) 設置の種類	木くずの破碎施設 (HG6000TX II)
設置場所	和歌山県新宮市南檜杖字中平野 557 番 2 及び 557 番 3
設置年月日	平成 30 年 12 月 19 日
処理能力	812.8 t/日 (8 時間)
許可年月日	平成 30 年 11 月 16 日
許可番号	30 第 80070 号

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 7 月 31 日	新規許可	平成 15 年 7 月 31 日	更新許可
平成 15 年 8 月 8 日	変更許可	平成 16 年 2 月 18 日	変更許可
平成 20 年 3 月 27 日	変更許可	平成 20 年 10 月 9 日	更新許可
平成 25 年 10 月 28 日	更新許可	平成 30 年 10 月 18 日	更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有